

(案)

3 福保生計第 号
令和 3 年 1 1 月 日

<宛先> 様

東京都福祉保健局生活福祉部長
高橋 博則
(公印省略)東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に係る周知及び
「トイレの整備・適正利用ハンドブック (仮称)」の策定に係る取組事例の御紹介
に関するご協力について (依頼)

平素より、東京都福祉のまちづくりの推進に多大な御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、公共トイレにつきましては、「だれでもトイレ」に、誰もが円滑に利用できる設備（オストメイト設備、ベビーベッド等）が集中した結果、利用集中や不適正利用が生じている状況となっていると考えています。

このたび、都では、真に利用が必要な人が使えるようにするため、今後は、「1つのトイレへの機能集中から複数のトイレに機能分散」、「個別機能をピクトグラムでわかりやすく表示」など、トイレ全体でユニバーサルデザインを推進していくこととしました。

その一環として、利用者の方々のニーズに応じて快適に利用できるトイレ環境を提供している好事例等を紹介する「トイレの整備・適正利用ハンドブック (仮称)」を作成することとしております。

ハンドブックの作成に際し、トイレ使用時の困りごとについて当事者の方々にアンケート調査等を実施するとともに、特定のトイレへの利用集中や利用者の困りごとが解消されるような取組事例について、情報収集を行っているところです。

つきましては、下記のとおり、貴団体において、複数のトイレへの機能分散やトイレ情報のわかりやすい発信のほか、適正利用に関する案内等に先進的に取組んでいらっしゃる施設、企業・団体がございましたら、御紹介いただければ幸いです。

また、下記のとおり、東京都福祉のまちづくり条例施行規則を改正（令和3年10月29日改正、令和4年4月1日施行）しましたので、貴団体会員の皆様へあわせて御周知いただければ幸いです。

大変お手数をおかけして恐縮でございますが、上述のとおり、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に係る周知及び「トイレの整備・適正利用ハンドブック (仮称)」の策定に係る取組事例の御紹介につきまして、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に係る周知

(1) 規則改正の概要

トイレの各機能を真に利用が必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設の各整備基準における出入口の表示について、「だれでもが利用できる旨を表示」を「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」に改める。(※詳細は添付資料のとおり)

(案)

2 「トイレの整備・適正利用ハンドブック（仮称）」の策定に係る取組事例の御紹介

(1) 御紹介いただきたい施設の取組事例

別紙のとおり

(2) 取組事例の提供方法

別添「施設調査シート」にわかる範囲で記載ください。

なお、詳細について追加でのヒアリングや現地調査のお願いをさせていただくことがありますので、御担当者名と連絡先についても御教示ください。

(3) 提出期限

令和3年12月〇〇日（〇曜日）を目途に御連絡ください。

(4) 調査方法等

本業務は、東京都が委託した事業者により実施していることから、取組事例の御提供や今回の依頼に関するお問合せ等は、下記受託者へお願いします。

<調査受託者>

社会システム株式会社（〒150-0013 渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル6階）

連絡先：03-5791-1133 担当：石澤・花上

E-mail：k_ishizawa@crp.co.jp

[本件の問合せ先]

東京都 福祉保健局 生活福祉部 計画課

福祉のまちづくり担当 田中・金野・馬場・塚本・田村

電 話 03-5320-4047（直通）

F A X 03-5388-1403

御紹介いただきたい施設の取組事例

- 1 車椅子使用者用便房（車いす対応トイレ）に複数の設備を設置していない事例
オストメイト用設備や乳幼児用設備を一般便房に分散している事例など
- 2 一般便房（男女別トイレ）の個室内にオストメイト用設備を設置している事例
- 3 男女共用トイレを車椅子使用者用便房（車いす対応トイレ）と別に設置している事例
異性による介助に配慮し、カーテンや待機スペース・椅子を設置している事例など
- 4 施設全体やフロア全体で様々な機能を組み合わせたトイレを分散配置している事例
- 5 ピクトグラム等を用いてわかりやすい表示等を行った情報発信の事例
- 6 混雑時の利便性に配慮した取組の事例
 - (1) 各便房（個室）の空き情報、近隣のトイレの情報を発信している事例
 - (2) 事前に調べられるよう、web でトイレ情報を発信している事例
- 7 その他ユニバーサルデザインの観点で推奨される事例
 - (1) 感覚過敏への配慮（換気、音や光が低刺激など）
 - (2) 多様な利用者への配慮に関する点検、清掃のしやすさへの配慮
 - (3) 女性トイレの行列解消の工夫
 - (4) 災害時に支障なく使用できる仕様
- 8 トイレを適正に利用いただくためのご案内を行っている事例

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正について（令和3年10月29日公布・令和4年4月1日施行）

1 経緯

- 都の整備基準として、**だれでもが利用できる旨を表示した「だれでもトイレ」を1以上設けるよう規定**
- 条例制定当時、誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」の名称を変更し、多機能トイレを整備すべきという議論があり、都独自に「だれでもトイレ」を推進



- 便所内にそれぞれ1以上設けるよう規定した個別機能（オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッド）をだれでもトイレに集中させた整備が進み、**車椅子使用者の利用が困難となるケースや、一般トイレを利用できる人が使用するケースも発生**
- 国は令和3年3月に『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』を改正し、トイレの表示は、**「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示**するよう見直し

2 改正概要

トイレの各機能を真に利用が必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設の各整備基準における出入口の表示について、「だれでもが利用できる旨を表示」を「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」に改める。

車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドを各1以上設ける規定については、現状どおりとする。

なお、規則上「車椅子使用者用便房」の名称を用いるが、当該便房の利用者は、車椅子使用者に限定されるものではなく、当該便房に設けられた個別機能を必要とする利用者等を含むものである。

■ 建築物の努力基準（別表第三・第四）

	新	旧
八 便 所	<p>(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造のだれでもトイレを一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>

■公園の遵守基準・努力基準（別表第九）

	新	旧
十 便所	<p>(二) 車椅子使用者用便房 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること</p> <p>(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用便房のある便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(二) だれでもトイレ 便所を設ける場合は、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(5) だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>

■公共交通施設の遵守基準・努力基準（別表第十）

	新	旧
十一 便所 (車椅子使用者用便房)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、当該便所は、十の項に定めるほか次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(二) 車椅子使用者用便房の出入口の幅は、八十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(四) 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p> <p>(五) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(六) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(七) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、当該便所は、十の項に定めるほか次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(二) だれでもトイレの出入口の幅は、八十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(四) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(五) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(六) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(七) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>

施設名	
-----	--

施設種別：

<記入ご担当者>

部署名		連絡先 e-mail	
氏名		連絡先 電話番号	

施設概要	
所在地	
施設規模	
建設年度	
トイレの最終改修年度	
トイレ箇所数	

設備	設置状況
車椅子使用者用便房 (多機能トイレ)	
男女共用便房 (簡易型多機能トイレ)	
オストメイト用設備	
介助用大型ベッド	
乳幼児用ベビーベッド	
ベビーチェア	

トイレ整備の基本的な考え方

トイレの機能分散の状況

トイレの表示や利用者への案内の工夫

トイレレイアウト

- ・フロア全体でのトイレの配置図
- ・各トイレの写真や平面図
- ・特徴などの解説

施設名	〇〇百貨店 △△店
-----	------------------

施設種別： **商業施設**

<記入ご担当者>

部署名		連絡先 e-mail	
氏名		連絡先 電話番号	

施設種別シートを参考にプルダウンでお選びください。

施設概要	
所在地	●●市
施設規模	延べ床面積：38,670㎡ 地上5階・地下1階建て
建設年度	2000年
トイレの最終改修年度	2015年
トイレ箇所数	6箇所（1フロアに1箇所）

設備	設置状況
車いす対応トイレ (だれでもトイレ含む)	6箇所
男女共用トイレ	3箇所
オストメイト用設備	6箇所
介助用大型ベッド	2箇所
乳幼児用ベビーベッド	12箇所
ベビーチェア	24箇所

トイレ整備の基本的な考え方

- ①ユーザーの声を生かした整備を行うため、他店舗に寄せられたお客様の声や社内の子供を持つ社員や障害のある社員へのアンケートをもとに設計を実施した。
- ②オープン当初、大型子供衣料品店が入居予定であったことから、ファミリー層の来店が多く見込まれたため、おむつ替えや授乳室などの設備を充実させた。
- ③男女別トイレのほか、車いすの方が使用可能なトイレ（車いす対応トイレ）を各フロアに1箇所、それとは別に、男女共用トイレを2フロアに1箇所設置した。

トイレの機能分散の状況

- ①利用者の競合を避けるため、車いす対応トイレには、乳幼児向けの設備・機能は設けず、男女別トイレに分散して配置した。（1階・3階・5階）
- ②ベビーカーも入れる大きさの広めの個室を男女別トイレに1個ずつ設け、オストメイトの方の設備・機能も付加した。（1階）
- ③車いす対応トイレのうち、2箇所に介助用大型ベッドを設置している。（1階・5階）

トイレの表示や利用者への案内の工夫

- ①車いす対応トイレ、男女別トイレの各個室の出入口の扉には、該当する設備・機能について、「ピクトグラムのみ」で表示した。
- ②トイレ出入口には、トイレ内のレイアウトと各個室に設けた設備・機能を表示した。その横に、直上階・直下階のトイレの設備・機能もピクトグラムで表示した。
- ③建物内のすべてのフロアマップには、そのフロアだけでなく、全フロアの各トイレにある設備・機能をピクトグラムで表示した。
- ④車いす対応トイレで「一般トイレの利用が可能な方やトイレ以外の目的のご利用は控えさせていただきますようご理解・ご協力をお願いします。」と音声案内した。

トイレレイアウト

1階トイレ

- ・フロア全体でのトイレの配置図
- ・各トイレの写真や平面図
- ・特徴などの解説

車いす対応トイレ (ベッド付、オストメイト対応)

手洗い器手摺付カウンター

女子トイレ

男子トイレ

通路

車いす対応トイレ (ベッド付、オストメイト対応)

ベビーベッド

乳幼児対応ブース

オストメイト対応ブース

車いす対応トイレに大型ベッドを設置

車いす対応トイレとは別に男女共用トイレを設置

男女別トイレ内に広めの個室を設け、オストメイトを設置

男女別トイレ内で個室の外にベビーベッド、おむつ処理箱を設置

写真、平面図、配置図等の添付をお願いします (別ファイルでも結構です)